

意見募集要項

1 意見募集対象

今回の意見募集対象は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく、ナイトアノール等 12 種の特定外来生物への追加指定に伴い、同法施行規則に基づき告示される「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等」になります。

2 意見募集期間

平成19年11月13日（火）～平成19年12月12日（水）まで

※ 郵送の場合は平成19年12月12日（水）必着

3 意見提出方法・意見提出先

[意見提出用紙]の様式により、氏名（企業・団体の場合は、その名称）、連絡先（住所、電話番号必須）を必ず明記し、以下のいずれかの方法で提出してください。

○郵送（A4版）：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

※封筒に朱書きで「特定飼養等施設の基準の細目等の意見募集について」と記載してください。

○FAX（A4版） FAX 番号：03-3504-2175

○電子メール：[意見提出用紙]の項目に従い、テキスト形式で送付してください（添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので御遠慮ください。）。

電子メールアドレス：gairai@env.go.jp

<注意事項>

- 意見は、日本語で御提出ください。
- 意見の対象は、資料番号、生物名、項目等、該当箇所がわかるように記載してください。
- 意見概要は、100字以内で、「〇〇のところについて□□と修正すべき」など簡潔かつ趣旨がわかるように記載してください。
- 郵送、FAXの場合はA4サイズ用の紙に記載の上、提出してください。

- 電子メールの場合、件名に「特定飼養等施設の基準の細目等について」と記載してください。また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載してください（アドレス中の署名は、氏名と判断できない場合がありますので御注意ください。）。
- 提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。
- この募集要領に即して記述されていない場合（氏名、住所、電話番号等必要事項が書かれていない等内容に不備があるもの、〆切内に到着しなかったもの等）及び下記に該当する内容を含む場合については無効とさせていただくことがあります。
 - ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の団体の財産、プライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容
- 皆様からいただいた御意見は、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

[意見提出用紙] (※電子メール、FAX、郵送共通。なお、FAX、郵送の場合、別添の郵送・FAX提出様式例を印刷して使用することも可能ですので是非御利用ください。)

※ 各項目は必ずこの順番で記載してください。

[件名] 特定飼養等施設の基準の細目等について

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[御意見]

1 意見の対象箇所(対象箇所がわかるよう下記の例のように詳しく記載してください。)

(1) 資料番号：(例：資料1)

(2) 生物名：(例：ナイトアノール)

(3) 項目：(例：ホ 特定外来生物の取扱方法)

(4) 対象となる文等：(例：「特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。」の部分)

2 意見の概要(100字以内で意見の趣旨がわかるように記載してください。)

3 意見及び理由(可能であれば、根拠となる出典等を記載してください。)

4 意見募集対象の閲覧又は入手の方法

○ 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp>) のパブリックコメント欄 (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>) 及び同ホームページの外来生物法のページ (<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>) を参照。

○ 郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し 240 円切手を貼付した返信用封筒(長 3 形)を別の封筒に入れ、意見提出先まで送付してください。